

支援制度名・問い合わせ先		制度概要 ※詳細はホームページを確認、または問い合わせください。	罹災証明書の判定					
			一部損壊	準半壊	半壊	中規模半壊	大規模半壊	全壊
住宅	市営住宅一時利用 ▽市役所 2 階建築課 (☎ 37-2179)	住宅が被災（全壊など）し、継続的な居住が困難となった方に対し、市営住宅を一時利用として提供します。 ●提供戸数 19 戸 ●受付期間 5 月 20 日（金）～6 月 15 日（水） ※無くなり次第終了。 ※全壊に満たない場合でも、居住困難な方は相談ください。						○
貸付	災害援護資金貸付金 ▽市役所 1 階社会福祉課 (☎ 37-2204)	被災した世帯主に対し、生活の立て直しのため災害援護資金の貸し付けを行います。 ●貸付金額 150 万円～350 万円（被害の種類、程度、所得要件による） ●償還期間 10 年 ●利率 ▽保証人あり＝無利子▽保証人なし＝1.5% ●申請期限 6 月 30 日（木） ※一部損壊、準半壊は家財の 3 分の 1 以上の損害がある場合のみ対象。	○※	○※	○	○	○	○
見舞金・支援金	災害見舞金（世帯主） ▽市役所 1 階社会福祉課 (☎ 37-2204)	災害により住居に被害を受けた世帯主に対し、見舞金を支給します。 ●対象 ▽全壊＝1 世帯 10 万円＋被災者 1 人につき 2 万円▽半壊＝1 世帯 5 万円＋被災者 1 人につき 1 万円 ※事業者分と重複申請はできません。 ●申請期限 6 月 30 日（木）			○	○	○	○
	災害見舞金（事業者） ▽市役所 1 階社会福祉課 (☎ 37-2204)	災害により事業所に被害を受けた事業主に対し、見舞金を支給します（代表者が相馬市に住民登録のある場合に限る）。 ●対象 ▽全壊＝1 事業者 10 万円▽半壊＝1 事業者 5 万円 ※世帯主分と重複申請はできません。 ●申請期限 6 月 30 日（木）			○	○	○	○
	被災者生活再建支援金 ▽市役所 1 階社会福祉課 (☎ 37-2204)	居住する住宅が全壊するなど、生活基盤に著しい被害を受けた世帯に対し、被災者生活再建支援金を支給します。 ※住宅の被害程度に応じて「基礎支援金」、住宅の再建方法に応じて「加算支援金」が支給されます。 ※半壊は、やむを得ず解体した場合のみ対象。 ●支給金額 世帯人数、罹災判定区分、住宅の解体状況や再建方法により、18 万 7 千 5 百円～300 万円 ●申請期限 ▽基礎支援金＝令和 5 年 4 月 15 日▽加算支援金＝令和 7 年 4 月 15 日			○※	○	○	○
	災害支援金 ▽市役所 1 階社会福祉課 (☎ 37-2205)	災害により市内全域に大きな被害が生じたことから、初期の生活支援として支援金を支給します。 ●対象 令和 4 年 3 月 16 日現在、相馬市に住民登録のある方 ●支援金額 1 世帯当たり 3 万円 ●申請期限 9 月 30 日（金）						不要
ごみ	家庭からの災害ごみの搬入 ▽市役所 1 階生活環境課 (☎ 37-2143)	災害により発生した、家庭からの災害ごみ搬入許可の申請受け付けを行っています。申請受付時に、搬入方法や集積所の案内をします。 ●受付・搬入期限 5 月 31 日（火） ※土・日曜日、祝日を除く。						不要
その他	罹災証明書 ▽市役所 3 階地域防災対策室 (☎ 37-2121)	住宅などに被害を受けた方の罹災証明書の申請を受け付けています。 ●受付期限 ▽調査が必要な場合＝5 月 31 日（火）▽自己判定方式（調査不要）の場合＝当面の間 ※自己判定方式の罹災判定は、「準半壊に至らない（一部損壊）」になります。						—

◎市公式のホームページ、防災メール、ツイッター、ラインで市の情報を発信しています。ぜひ登録ください。

●問い合わせ先 情報政策課（☎ 37-2117）

編集と発行；相馬市情報政策課 〒976-8601 相馬市中村字北町 63-3 TEL 0244-37-2117 FAX 0244-35-4196
ホームページ <https://www.city.soma.fukushima.jp/> Eメール info@city.soma.fukushima.jp